

令和3年度 北中城村保育施設入所案内

保育施設とは

この入所案内での「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園の2・3号認定、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠のことです。保育施設とは、就労等の理由により、日中家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育することを目的とした福祉施設です。どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「保育を必要とする事由」に該当することを確認し、お申込み下さい（入所後「保育を必要とする事由」がなくなった際は保育施設の利用ができなくなります）。

本村において保育施設入所申込の対象となる児童は、以下を満たす必要があります。

- 1 保護者及び児童の住民登録が本村にあること
- 2 保育施設での集団保育において支障がないこと
- 3 保護者が次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当すること
 - ① 就労（実働64時間以上 パートタイム、夜間、居宅内の労働等を含む）
 - ② 妊娠、出産（産前8週・産後8週）
 - ③ 疾病、障害
 - ④ 同居または長期入院等している親族の介護、看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動、起業準備（入所期間：原則90日）
 - ⑦ 就学、職業訓練
 - ⑧ 虐待、DVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
 - ⑩ その他、上記に類する状態として北中城村が認める場合



一斉受付について

受付期間

継続利用の方：令和2年10月12日（月）～10月23日（金）

新規利用の方：令和2年11月16日（月）～11月27日（金）

（継続利用希望のきょうだい児がいる新規利用希望児童は、継続利用の一斉受付期間に受付可）

※ 期間外に申し込んだ場合、欠員補充の対象となりますのでご注意ください

受付場所

継続利用の方：通っている園へ提出（継続利用希望のきょうだい児がいる新規利用希望児童も提出可）

新規利用の方：北中城村役場 第2庁舎3階 大会議室（郵送・保育施設での受付不可）

土日を除く、午前9:00～11:30・午後1:00～5:00

※ 申込状況により、希望の保育施設へ入所できない場合がありますので、予めご了承下さい。

お問い合わせ 福祉課 児童福祉係 TEL：098-935-2233(内線253)

保育の認定区分と必要量

保育施設の利用を希望する場合は、居住する市町村へ申請し認定を受けていただく必要があります。

認定区分

児童の年齢や保育の必要性をもとに、3つの区分に認定します。利用できる施設は次のとおりです。

年齢	認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
3歳以上	1号認定	教育を希望	幼稚園、認定こども園
	2号認定	保育を必要とする事由があり、保育を希望	保育所、認定こども園
3歳未満	3号認定	保育を必要とする事由があり、保育を希望	保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）

※すでに認定を受けている継続利用児童であっても、現況報告として一斉受付期間に書類の提出を行っていただきます。

保育の必要量

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の利用時間が下記のとおり区分されます。

	就 労 時 間	利 用 時 間
保育標準時間	保護者の勤務時間が1ヶ月あたり120時間以上 (フルタイム就労を想定)	最長11時間
保育短時間	保護者の勤務時間が1ヶ月あたり120時間未満 (パートタイム就労を想定)	最長8時間

利用時間のイメージ(例)

保育標準時間利用(最長11時間)		延長保育
延長保育	保育短時間利用(最長8時間)	延長保育
7:30	8:00	16:00 18:30 19:00

※短時間保育の利用時間帯は、施設により異なります。詳細は、施設または福祉課までお問合せ下さい。

特別支援保育

「特別支援保育」の対象は、集団保育が可能であると判断される、心身に障害のある児童または発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する児童です。特別支援保育では集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に保育することで、健やかな成長発達の促進を目的としています。対象児童が療育手帳、特別児童扶養手当受給者証等をお持ちであれば申請の際に写しを提出して下さい。また、資料として医師の意見書等の提出を依頼する場合があります。

利用者負担額

子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担額（保育料）は均一ではなく、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、国が定める水準を限度として市町村が定めています。利用者負担額は、原則として保護者（父・母）の市町村民税所得割額 ※ で算定されます。

保護者の収入が生活保護基準を下回り、扶養義務者（祖父母等）が同一住所内にいる場合は、児童の保護者と扶養義務者の課税状況により算定いたします。ただし、同住所にお住まいでも、居住空間や生計が別であることがわかる書類の提出があれば、扶養義務者とみなさない場合があります。

なお、利用者負担額決定時に必要な税情報のない方は、正しく算定できないため最高階層で仮算定をさせていただきますこととなります。必ず申告期間に税の申告をして下さい。

※ ここでいう市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を適用する前の額です。ただし、調整控除は適用します。

多子軽減について

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、認可保育所、認定こども園、公立・私立幼稚園、地域型保育事業等の施設を利用している子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額または無料、第3子以降は無料です。

本村の支給認定を受けずに多子軽減対象施設（私立幼稚園等）にきょうだい児を通わせている場合は、「利用者負担額多子軽減届出書」を年度毎に提出して下さい。ただし、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満であれば、算定対象となる子どもの年齢制限等はありませんので届出不要です。

利用者負担額の切り替えについて

毎年9月に利用者負担額の切り替え作業を行います。市町村民税の賦課時期が毎年6月となっていることから、4月分から8月分までは令和2年度住民税（令和元（平成31）年収入分）、9月分以降は令和3年度住民税（令和2年収入分）をもとに算定いたします。

なお、課税額に変更が生じた場合、利用者負担額が変更となる可能性があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の村民税（所得割）額で算定					当年度分の村民税（所得割）額で算定						

寡婦（夫）控除みなし適用について

婚姻によらずひとり親となり児童を養育している方で、税法上の控除が適用されない場合、「寡婦（夫）控除みなし適用」を実施しております。詳しくは福祉課までご連絡下さい。

利用者負担額の徴収について

認可保育所の利用料は村で徴収しますが、認定こども園（アリス幼稚園・すてらこども園）、地域型保育事業（ピーターパン沖縄ライカム・もりのなかま保育園喜舎場園）については、保育施設が徴収します。徴収方法は、保育施設へお問い合わせ下さい。

また、利用者負担額以外の費用に関しては、各保育施設へお問い合わせ下さい。

提出書類

下記書類を、印鑑（シャチハタ等スタンプ式不可）持参のうえ、一斉受付期間内に提出して下さい。
 なお、④～⑥は、一度保育担当宛に提出したことがある場合、写しでもかまいません。ただし、提出日から遡って90日以内に発行されたものに限ります。

① 保育所入所受付確認票兼同意書

② 支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書（児童1人につき1枚）

③ 児童の状況調査票（児童1人につき1枚）

④ 保護者等の就労状況等を確認する書類 ※新規申込の場合は、65歳未満の同居祖父母も要提出

勤務・勤務予定の方 ※育休明けの場合、入所後15日以内に復帰	◆ 勤務証明書（指定様式） ◆ 〈軍人・軍属等〉「雇用契約（証明）書」等の写し
自営業・農業・内職等の方	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式） ◆ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写しまたは名刺・パンフレット・掲載雑誌等仕事内容がわかる資料
就学している方 ※職業訓練学校を含む	◆ 授業日程証明書（指定様式） ◆ 〈高校・大学・専門学校等（学習塾・趣味の講座・カルチャー除く）〉在学証明書 ◆ 〈入学予定・職業訓練校等〉合格通知書等の写し
出産の方 （産前8週～産後8週）	◆ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書
産後6ヶ月未満の児童を自宅保育する方	◆ 自宅保育を行う旨の申出書（指定様式） ※育休の場合は省略可
育児休業中の方 ※継続利用児童のみ	◆ 勤務証明書（指定様式） ◆ 育児休業基本給付金受給証明書等の写しまたは辞令等の写し
病気の方または 病人を看護している方	◆ 診断書（指定様式） ◆ 〈介護の場合〉看護・介護事実の証明書（指定様式 民生委員の証明要）
障害者または 障害児（者）を介護している方	◆ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ◆ 〈介護の場合〉看護・介護事実の証明書（指定様式 民生委員の証明要）
災害復旧中の方	◆ り災証明書
求職活動中の方 （原則90日）	◆ 求職活動状況確認書（指定様式） ◆ 〈公共職業安定所利用者の場合〉ハローワークカードの写し
その他	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）

⑤ 世帯の状況を確認する書類（該当する方のみ）

保護者で村外に住民票登録がある方	◆ 住民票謄本（お住まいの市区町村で発行） ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可
ひとり親世帯	◆ 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し または戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの） ◆ 〈未婚の場合〉寡婦（夫）控除みなし適用申請書（指定様式）
生活保護受給世帯	◆ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
父または母が外国人で住民票登録がない方	◆ 戸籍謄本（婚姻事項がわかるもの）または婚姻届受理証明（日本語記載）の写し ◆ パスポートの写しまたは身分証明書(ID等)の写し
転入予定の場合 ※一斉受付申込者のみ	◆ 転入に関する宣誓書（指定様式） ◆ アパート等の契約書・建築確認済書等の写し

⑥ 利用者負担額の算定に必要な書類（該当する方のみ）

令和2年1月1日に村外に住民登録がある方	◆ 令和2年度（令和元（平成31）年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
令和3年1月1日に村外に住民登録がある方	◆ 令和3年度（令和2年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 令和3年6月末日〆 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
軍人・軍属等の方	◆ 2019 W-2 Wage and Tax Statement の写し ◆ 2020 W-2 Wage and Tax Statement の写し（令和3年6月末日〆）
世帯を別にしているきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（世帯を別にする児童）（指定様式） ◆ きょうだい児が属する世帯の住民票謄本（本籍・続柄が記載されたもの）
私立幼稚園等を利用するきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（幼稚園等利用児童）（指定様式） ◆ 在園・利用証明書（指定様式 令和3年4月30日〆）
在宅障害児（者）がいる世帯	◆ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
同住所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	◆ 生計及び居住空間を別にしている旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。詳しくは「利用者負担額」の項目をご参照下さい。

⑦ 委任状（保護者が提出できず代理人に委任する方のみ） 代理人は身分証持参

申請に関する注意事項

- ① 必要書類は全てそろえて提出して下さい。
- ② 入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない、もしくは希望順位の低い施設に内定する場合があります。あらかじめご了承下さい。
- ③ 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合、保育施設における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ④ 児童に歩行・言語等の発達の遅れや病気等があると思われる場合は、入所申込時に申し出て下さい。
- ⑤ 利用調整の決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査を含む）により決定いたします。
- ⑥ 保護者の出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、必ず福祉課へご連絡下さい。なお、退職が判明した場合は支給認定変更申請が必要になります。
- ⑦ 求職活動の支給認定有効期間は90日です。有効期間が切れると、施設の利用ができなくなります。
- ⑧ 満1歳以上の児童はMR（麻しん・風しん）の予防接種を済ませるようにして下さい。
- ⑨ 保育施設を退所する場合は、退所の10日前までに福祉課で退所手続きをとって下さい。

（参考）令和3年度 クラス年齢早見表

クラス	生年月日(和暦)	生年月日(西暦)
0歳児	令和2年4月2日 ~	2020年4月2日 ~
1歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日	2019年4月2日 ~ 2020年4月1日
2歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日	2018年4月2日 ~ 2019年4月1日
3歳児	平成29年4月2日 ~ 平成30年4月1日	2017年4月2日 ~ 2018年4月1日
4歳児	平成28年4月2日 ~ 平成29年4月1日	2016年4月2日 ~ 2017年4月1日
5歳児	平成27年4月2日 ~ 平成28年4月1日	2015年4月2日 ~ 2016年4月1日

世帯やお勤め先等の状況が変わった場合

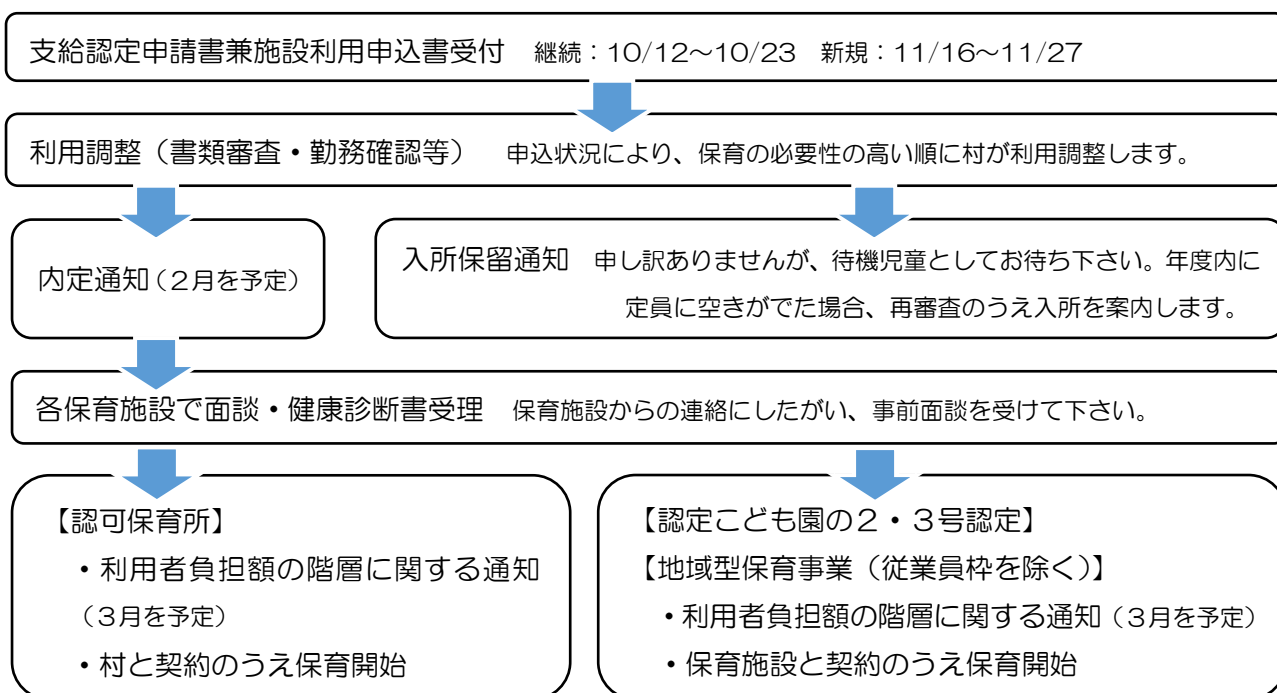
世帯やお勤め先等の状況が変わった際は、必ず福祉課までご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り、差額を追納していただく場合があります。詳しくは福祉課までご連絡下さい。

例：婚姻・離婚・生活保護の受給開始・退職・就職等、提出した書類に変更箇所が生じた場合



入所の内定・決定

申請者の希望、保育施設等の状況により、保育の必要性が高い順に村が利用調整を行います。
内定した場合2月頃に内定通知を送付しますが、**最終決定は健康診断・保育施設との面談後**です。各保育施設から面談に関する連絡がありますので、児童の健康診断書等持参のうえ、面談を受けて下さい。
最終決定後、3月頃に利用者負担額の階層に関する通知を送付します。
なお、支給認定証は任意交付ですので、発行を希望する場合は福祉課までご連絡下さい（年度当初からの利用に伴う申請の場合、4月の入所に向けた認定事務が集中し審査に時間を要する為、内定通知と同時期に発行します）。



※ 認定こども園の1号認定は、施設へ直接お申込下さい。

※ 事業所内保育事業の従業員枠は、村へ支給認定申請のうえ、施設へ直接お申込下さい。

入所保留通知が届いたら

入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない場合があります。その際は、2月頃に入所保留通知が送付され、待機児童として最長1年間自動登録されます。ただし、転入予定者は、3月10日までに転入手続きをしない場合、登録されません。
その後、内定辞退や退所、保育士の増員等により、保育施設の定員に空きがでた際は再選考を行い、待機児童のうち最も緊急度の高い方へご連絡します。定員に空きがない間は、各世帯の状況に変動がある為、待機児童間の優先順位づけや優先度の点数づけを行いません。
なお、待機児童としてお待ちいただきながら、認可外保育所等を利用することも可能です。